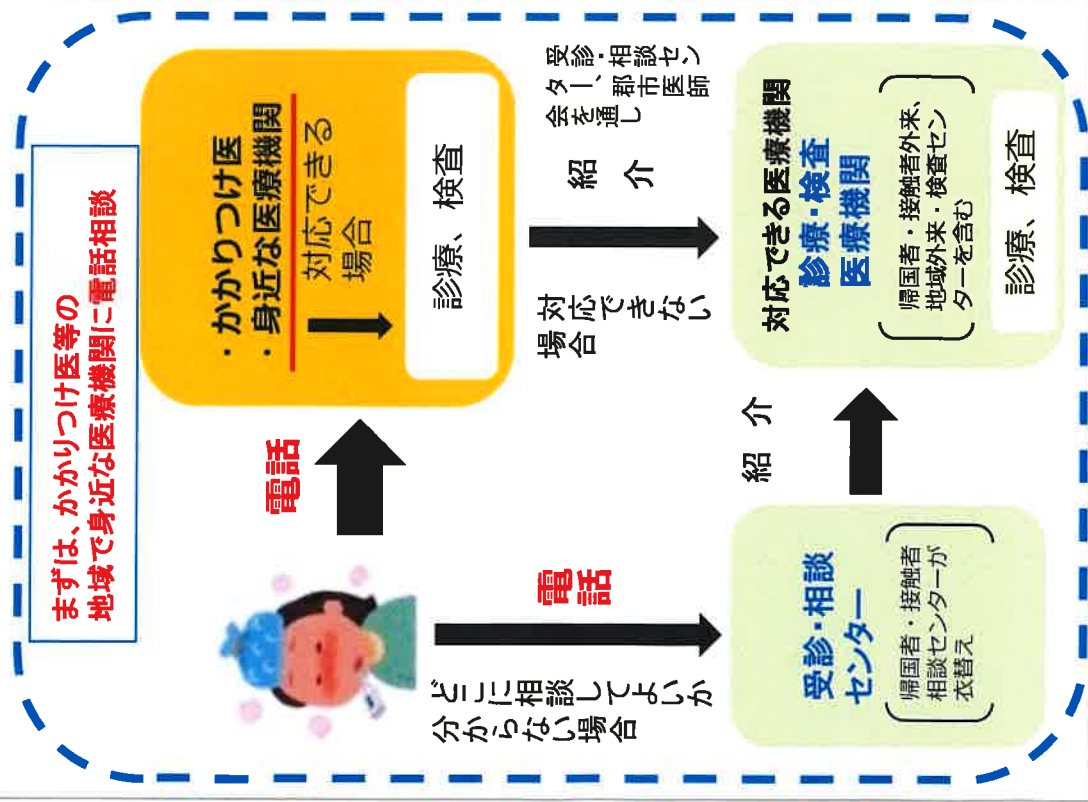


課題

○ 季節性インフルエンザの流行期では、多数の発熱患者が発生しており、次のインフルエンザ流行に備えて、発熱等の症状のある多数の患者に対して、地域において適切に相談、診療・検査を提供する体制を整備する必要がある。

新しい相談・受診の流れ



I 相談体制

1 名称変更

令和2年11月1日から、「帰国者・接触者相談センター」を「**受診・相談センター**」に名称変更。

2 役割変更

- ① 原則として、発熱患者等は、事前に「**受診・相談センター**」に相談することなく、かかりつけ医等の身近な医療機関に、直接、相談・受診することとなるため、「**受診・相談センター**」は、症状のある患者の相談を受け、帰国者・接触者外来を案内するという従前の役割が解消。
- ② 今後は、急に症状が悪化して夜間・休日に受診可能な医療機関を探す方のように、住民が相談する医療機関に迷った場合の相談先として体制を維持。
- ③ 地域の「**診療・検査医療機関**」や地域外来・検査センター、帰国者・接触者外来の対応可能時間等を、郡市医師会とともに情報を共有し、発熱等症状のある患者等から相談があった場合には、最寄りの適切な医療機関の案内や受診調整を実施。

II 診療・検査体制

1 「**診療・検査医療機関**」の指定

○ **発熱患者等の診療又は検査を行う医療機関**（県・中核市と行政検査の集合契約又は個別契約を締結した医療機関のうち、指定に係る報告があった医療機関）を、**県が指定**。

2 **地域における情報共有**

○ 指定を受けた「**診療・検査医療機関**」の対応可能時間等の必要な情報について、**県・中核市、「受診・相談センター」、郡市医師会の間で情報を共有**。